

## 消費者庁主催 消費者団体訴訟制度シンポジウム開催報告

### 【目次】

・消費者団体訴訟制度シンポジウム開催報告

……1ページ

・札幌市主催事業者向けセミナー①事業者の皆さん、それは違法ですよ！

……2ページ

・札幌市主催事業者向けセミナー②消費者との契約条項にご注意！

……3ページ

・第14回適格消費者団体連絡協議会に参加して  
・最近の事例  
・編集後記

……4ページ

3月11日かでの2・7で開催し、58名の参加がありました。



始めに、生活協同組合コープさっぽろ組合員の協力とNPO法人コンカリーニョの演出で消費者団体訴訟制度について実話に基づく寸劇「ちょっと待って、私の車、事故車じゃない！」が行われました。何度も練習を重ねたこともあり、なかなかの迫真の

演技で一回限りというのは惜しい内容でした。続いて、ホクネットの活動報告を道尻専務理事が行ったあと、羽田からの航空機の遅れからようやく会場にかけつけることができた、消費者庁鈴木事務官から消費者庁長官からのメッセージの代読がありました。



休憩後は、ホクネット理事で検討委員長の町村北大教授から集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案の意義と見解について話があった後、公益社団法人宅地建物取引業協会理事の瀧川徹幸氏、札幌市役所市民まちづくり局市民生活部消費者センター相談室次長の舘山洋子氏、ホクネット理事で弁護士の竹之内洋人氏、北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課取引適正化グループ主幹の辻屋雄司氏とでパネルディ

スカッションが行われ、各関連機関との連携の重要性、消費者団体訴訟制度の成果、被害救済制度の必要性などが話し合われました。

道庁の辻屋氏からは消費者被害の未然防止のための道としての取組やホクネットと覚書を取り



り交わして、積極的な情報提供を行っており、それに対してホクネットからはその取扱いについて報告をもらうなど、信頼関係の構築を図っている。札幌市消費者センターの舘山氏から、被害救済制度への期待、北海道宅地建物取引業協会瀧川氏から、不動産トラブルの苦情相談を年間5000件受けているほか、会員への研修に力を入れており標準契約書も、その都度見直しをかけているという説明がありました。最後にホクネット理事の竹之内氏から、情報提供の必要性和適格消費者団体の支援についての要望があり、その後は会場との意見交換後、向田理事長の挨拶で閉会しました。

## 札幌市主催事業者向けセミナー①「事業者の皆さん、それは違法ですよ！」

消費者支援ネット北海道 理事長・北海学園大学法学部教授

向田 直範



セミナーは、前半が「景品表示法」について、後半が「大規模小売業告示」と「優越的地位の濫用」についてです。

景品表示法については、消費者庁がHP上で公表している『事例でわかる！ 景品表示法』を使用しました。

まず、景品表示法が、消費者のための重要な法律であることを述べ、次いで、不当表示には、①商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示である「優良誤認表示」、②商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示である「有利誤認表示」および③それ以外の誤認されるおそれのあるものとして「内閣総理大臣が指定する表示」の3つの種類があることを、違反の具体例をとりあげて説明しました。

過大な景品類の提供については、①懸賞によって景品を提供する場合および②懸賞によらないで景品を提供する（総付景品）場合に、どのような制限があるかを事例をあげ説明しました。

大規模小売業告示については、公正取引委員会が公表している『大規模小売業告示のポイント』に基づいて説明しました。「大規模小売業者」とは大手のスーパーや家電量販店等のことであり、それらの業者と納入業者との取引が規制対象となること、規制される行為として、①不当な返品、②不当な値引き、③不当な委託販売、④特売品等の買ったたき、⑤特別注文品の受領拒否、⑥押し付け販売等、⑦納入業者の従業員等の不当使用、⑧不当な経済上の利益の收受等、⑨要求拒否の場合の不利益な取扱い、⑩公取委への報告に対する不利益な取扱いの10種類があること、これらの行為のいずれかに該当すると、独占禁止法の「不公正な取引方法」の禁止に違反することになると説明しました。

優越的地位の濫用も「不公正な取引方法」として禁止されているのですが、これについては、公正取引委員会が公表している『「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」について』という資料を用いて説明しました。

まず、「優越的地位」とは、「乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙が受け入れざるを得ない場合」の「甲の地位」のことであるとし、次いで、ガイドラインにそって、「濫用行為」の以下のような具体的な類型を説明しました。①購入・利用強制、②協賛金等の負担の要請、③従業員等の派遣の要請、④その他の経済上の利益の提供の要請、⑤受領拒否、⑥返品、⑦支払遅延、⑧減額等々。



## 札幌市主催事業者向けセミナー②「消費者との契約条項にご注意！」

### 第1部「建物賃貸借契約に見られる不当条項とは」

消費者支援ネット北海道 検討委員・弁護士 岸田 貴志

建物賃貸借だけを独立させて第1部のテーマとしたのは、残念ながら賃貸借契約には不当条項と疑われる内容の条項がまだまだ多いからです（多分…。というのも、昨年、人生で初めて腰痛になって、ホクネットをさぼっていた時期に、今回のセミナーの開催と私が講師に行くことが「一部有力者」の間で決められてしまったため、私はこの経緯を知らないのです…。そうです、ホクネットって、結構、怖いんです…）。

当日は、必ずしも事業者だけが参加するわけではないとのことだったので、題名に沿って、①建物賃貸借契約の内容を理解するための裁判例、②不当条項の内容を理解するための裁判例、③ホクネットで検討した不当条項に該当すると思われる契約条項をそれぞれ30分ずつ解説しました。

ただ、セミナー終了後の質疑応答では、参加者の皆さんが日頃疑問に思っている契約条項が不当条項に該当するかどうかに関心が高まりました。

そのため、もう少し③に時間を割いた上で、事例形式で（実際に参加者の皆さんの回答を聞きながら）話を進めた方が良かったかなと反省しました。

それでも、参加者の皆さんのアンケートを拝見すると、「会場が暗すぎて、眠かった。」との複数の回答以外は、概ね「分かりやすかった。」との回答を頂きましたし、セミナー終了後も（休憩時間中も）質問に来られた参加者がいたので（今まで講演等を10回以上やっていると思いますが、こんなことは初めてでした。）、決して多くの人数ではありませんでしたが、熱心な参加者に来て頂けたことを感謝します。

先ほどの「一部有力者」は、来年度も事業者セミナーの継続を企んでいるようです。次の犠牲者…いえいえ、講師は誰でしょう？楽しみ（怖い？）ですね。

### 第2部「各種契約において問題のある違約金条項」

消費者支援ネット北海道 検討委員・弁護士 山田 裕輝

消費者相手の企業は、多数の消費者と少額の取引を行っていることが多い。消費者が契約をキャンセルした場合、個々の損害額をいちいち立証することは困難・不経済である。違約金条項があると、個々の損害額をいちいち立証する必要がなくなるため、消費者相手の企業の多くが約款に違約金条項を設定している。

しかし、違約金制度には、実際の損害額を大きく超える金額の違約金でも設定可能という問題点がある。これについて、企業が違約金で利益を得るのは不当だとの問題意識から、消費者契約法9条1項は、解除の事由、区分等に依じた平均的な損害を超える違約金は無効となると定めている。

消費者相手の企業は、平均的な損害の額を実際に計算してみた上で、自社が設定した違約金の金額が平均的な損害の額を超えないことを対外的にも説明できるように準備しておくべきである。平均的な損害の計算にあたっては、損害の内容を①費用の償還、②既履行部分の清算（既に提供した商品・サービスの対価）、③逸失利益の3つに分けて考えるとよい。このうち③の逸失利益は、そもそも考慮することの可否も含めて議論があり、慎重に検討すべきである。少なくとも、当該商品・サービスを他に再販売することが十分可能な場合は、逸失利益の考慮は認められない可能性が高い。また、逸失利益を考慮するとしても、得られるはずであった対価全額が当然に損害となる訳ではなく、損害軽減・回避義務を尽くせば軽減・回避可能な損害は考慮されない。また、キャンセルによって支出を免れた費用の控除等の損益相殺も考慮しなければならない。



# 第14回適格消費者団体連絡協議会に参加して



注意



\* 送り付け商法 \*

今回の適格消費者団体連絡協議会は集团的消費者被害回復制度の進捗状況と 来年度の消費者庁の適格消費者団体関連予算の説明があった。集团的消費者被害回復制度については、今までにない逆風があるため、消費者庁は苦戦しているようです。法案審議を担当する議員のなかにも、消費者保護の総論は賛成だが、各論の被害回復になると難色を示すという表裏がはっきりと出ているようで、なかには経済活動に支障をきたすという過剰な反応もみられ、消費者保護に対する理解不足が伺われます。やはり、消費者団体自身の力量と交渉力の強化が重要と考えられました。（事務局長 大嶋 明子）

「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに健康食品を強引に送りつけられるという相談が数多く寄せられている。トラブルの中心は高齢者であるが、業者から「申し込んだのだから払え」と高圧的に言われ、押し切られて購入を承諾してしまう事例も多く見られる。

断ったにもかかわらず商品が届いてしまったら・・・受け取り拒否すること

電話で勧誘され承諾してしまったら・・・クーリング・オフできる

(国民生活センターHP より)

## 寄附金を受け付けています！！

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄附金をお願いしております。

**税額控除の対象となります！**

ご寄附いただいた方には、領収書とお礼のお手紙をお送りいたします。

- 寄附の振込みは郵便振替でお願いいたします。金額はいくらでも結構です。
- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

## 編集後記

本州からは桜の便りが届いているというのに、まだまだ雪・・・。東京の友人が20年以上前にソメイヨシノの苗を買い自宅の庭に植えたところ、日当たりが悪く虫がついて枯れそうになりました。そこで夜の間に紛れ、こっそり近くの日当たりのよい場所に木を植え替えました。今では立派に育ち周りにも認知され、区のプレートさえ掛けられているということです。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人  
消費者支援ネット北海道  
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目  
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info\_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

\* 次号のニュースレター発行は平成25年 5月 31日を予定しています。